

公共事業環境配慮書

教育委員会事務局 スポーツ課

事業名称		
事業名	県立武道館施設整備事業	
整理番号	28-6	
事業の種類	建築物の新築又は増築	
市町村名	佐久市	
箇所名	佐久市猿久保字野間窪	
事業年度	平成30年度から平成31年度	
事業概要		
目的	本県における武道振興の中核的拠点として、平成31年度中の供用開始を目指し、県立武道館を新設する。	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	武道場等の建設 延床面積約11,000㎡	
関連する事業計画	「創錬の森」整備構想(佐久市)	
その他特記事項	特になし	
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況	なし	
土地利用規制の状況	都市計画法の用途地域(無指定) 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地	
その他	なし	
社会的要素		
留意すべき地域の概況		
交通の現況	バス路線である(市内巡回バス) 事業区域は市道03-002号線・03-004号線・03-005号線に接している	
土地利用の現況	都市公園に指定されている	
生活関連施設の現況	周辺に住居がある 周辺に幼稚園がある 周辺に老人福祉センターがある 隣接地に佐久市市民創錬センターがある	
その他	特になし	
自然的環境要素		
環境配慮の方針		
大気環境	留意すべき地域の概況	生活関連施設がある
	【大気汚染の防止】	
	・資材等の運搬は、居住系地域に出来るだけ配慮する。	
	・交通流の円滑化により大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。	
	・土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。	
	・防じんシートの設置を行い粉じんの飛散を防止する。	
・排出ガス対策型の車両や機械を採用する。		
【騒音、振動の防止】		
・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。		
・著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。		
・低騒音・低振動型の建設機械を採用する。		
・防音壁、防音シート、緩衝緑地帯等の遮音設備・吸音設備を設置し、騒音を低減する。		
水環境	留意すべき地域の概況	特になし
	【水質汚濁の防止】	
	・土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。	
	・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。	
	・地盤改良は適切な薬液を選定し、必要最低限の薬液注入範囲とする。	
	・取水地点への排水を出来るだけ避ける。	
・工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。		
【水循環の保全】		
・透水性舗装の導入や舗装面の削減、浸透側溝・浸透枡・芝舗装の導入等、雨水の地下浸透により水循環を保全する。		
・水田や地下水・湧水を保全する。		
・掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。		
地形・地質	留意すべき地域の概況	火砕流台地である 火砕流堆積物である
	【改変面積の最小化】	
	・地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。	
	・工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。	
・工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。		
景観	留意すべき地域の概況	佐久市景観計画において田園地域とされている 浅間山を眺望できる位置である
	【すぐれた景観の保全】	
	・主要な景観資源の改変を出来るだけ避け、影響を及ぼすおそれがある場合は修景に努める。	
	・主要な眺望景観や自然・文化的景観を阻害するような建築物の立地を出来るだけ避ける。	
	・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。	
【良好な景観の育成】		
・周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等を検討する。		
・植樹等による緑化に努める。		

自然とのふれあい	留意すべき地域の概況	都市公園に指定されている
	【自然とのふれあい空間の創出】 ・敷地内の緑化に配慮する。	
文化財等	留意すべき地域の概況	周知の埋蔵文化財包蔵地がある
	【文化財等への配慮】 ・埋蔵文化財発掘調査の状況に配慮する。	
廃棄物・ 建設残土	【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】 ・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。 ・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。	
	【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】 ・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。	
	【資源の有効利用】 ・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。 ・自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努める。 ・信州リサイクル認定製品の利用を推進する。	
	【環境への負荷の少ない機械の利用等】 ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。 ・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。	
	【エネルギーの有効利用】 ・施設の建設にあたっては温室効果ガス削減に努めた計画とする。 ・地熱、太陽光、バイオマス等の自然エネルギーや雨水、廃熱等の有効利用に努める。 ・LED照明、節水機器等の省エネルギー設備の導入に努める。 ・建築物の断熱化に努める。	
省資源・ 省エネルギー・ 温室効果ガス	【日照障害への配慮】 ・日照障害が生じないように施設の配置や構造、形状等に配慮する。	
	【電波障害への配慮】 ・電波障害が予測される場合は、電波吸収材や反射材の使用による反射障害や遮へい障害の防止又は代替措置を検討する。	
	【光害への配慮】 ・照明の設置にあたっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺的生活環境への悪影響を低減する。	

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解